武蔵引田駅北口土地区画整理事業の見直しについて

市長公約の一つである、土地区画整理事業の見直しについては検討委員会が始まり、 私も検討の成り行きに関心を寄せ傍聴させて貰いました。

これまでの2回の検討委員会に提出された資料の内容や市の説明からは、残念ながら、 事業の見直しを本気で進める姿勢が窺えず、むしろ、見直しが困難である結論に誘導し ているとしか見えませんでした。

検討会議設置要領の所掌事項の(1)に「事業費の縮減方策に関すること。」との記載があり、市も事業費縮減に特化した資料提供を行って来た様子が窺えます。

同じ(3)には「その他市長が必要と認めること。」ともあるので、私が、令和元年10月17日付で「仮換地指定の一時凍結についてお願い」で要望した、街づくりはその地の特徴を活かし身の丈に合ったものにすべきで、根拠のない期待や幻想を基にした街づくりはタブーであるから、現実を直視した街づくりのための見直しもしてくれるものと期待していました。

しかし、今回の検討委員会の場では街づくりについての議論は期待できそうにありません。そこで今後も、街づくりのあるべき姿について市民の声を反映させながら、市長

の裁量で事業の見直しを模索して貰いたい。

仮に、現計画の見直しをせずに、私が地権を有する宅地の近傍へ商業系企業誘致を 強硬するのであれば、私は、本件事業への協力は致しかねます。

その理由は、平成30年11月に提出した「換地設計(案)」についての意見書に認めた内容です。意見書に到るまでの数々の問い合わせに対する施行者の不誠実な回答と併せ、要点を再記します。

- 1、土地区画整理法には記載のない違法な「申出換地」を前提に諸手続きを進め、申 出換地に同意をしていない地権者の私を差し置いて換地設計を決定した。これは、法 無視の重大な瑕疵である。
- 2、「申出換地」を前提にした「換地設計」決定までの施行者の法的手続きが前のめ りのために説明不足、情報提供不足、審議会の軽視等々許しがたい進め方を強行して きた。

施行者として街づくりを真摯に考えているのであれば、一部地権者のエゴのために 事業を強硬するのではなく、地権者や住民の意見に真摯に耳を傾け進めるべきで、今 の進め方では何の為の、誰の為の区画整理か疑問が解消しない。

以上